

**令和3年度第3四半期における専決処理（報告）**

令和4年2月24日  
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和3年度第3四半期における専決処理案件は合計51件で、その概要は以下のとおり。

**1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（35件）****（1）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 2件（別表1～2）**

例：四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉施設保安規定の変更の認可  
(別表1)

**（2）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 12件  
(別表3～14)**

例：九州電力株式会社川内原子力発電所の核物質防護規定の変更の認可（別表4）

**（3）原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 1件（別表15）**

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設の再処理施設廃止措置計画の変更の認可（別表15）

**（4）核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 6件（別表16～21）**

例：AGC株式会社AGC横浜テクニカルセンターにおける核燃料物質の使用の許可  
(別表16)

**（5）核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 6件（別表22～27）**

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）における核燃料物質使用施設等の保安規定の変更の認可（別表22）

**（6）核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係 2件  
(別表28～29)**

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等における核物質防護規定の変更の認可（別表29）

**（7）国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 4件**

(別表30～33)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における計量管理規定の変更の認可（別表30）

(8) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 2件 (別表 34~35)

例：中低濃度タンク (G4 北エリア、G5 エリア) の設置等に係る実施計画の変更認可  
(別表 34)

**2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (16件)**

(9) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 16件  
(別表 36~51)

例：社会医療法人厚生会中部国際医療センターにおける放射線発生装置の使用許可申請 (別表 36)

## 1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和3年6月3日付けで、四国電力株式会社から、伊方発電所3号炉における安全保護系ロジック盤の取替えに伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、安全保護系ロジック盤の取替えに伴い、安全保護系ロジック盤の保障回路の機能確認(サーベイランス)時に工学的安全施設作動信号を2系統確保できる設備構成への変更が適切に反映されていること等を確認。 ○令和3年10月5日に認可。	実用炉審査部門
2			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和3年6月8日付け(令和3年7月13日、令和3年10月12日及び令和3年10月18日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、川内原子力発電所1号炉及び2号炉における緊急時対策所機能の代替緊急時対策所から新たに設置する緊急時対策所(指揮所)への移行に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置について、緊急時対策所機能の移行に伴う変更が適切に反映されていること等を確認。 ○令和3年10月27日に認可。	実用炉審査部門
3	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和3年7月29日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子炉格納施設ノックアウトウォール取外しを行う際の代替措置内容の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
4		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	(3と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年10月14日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
5		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和3年7月15日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:特定重大事故対象施設設置工事に伴う立入制限区域及び周辺防護区域の区画の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

6	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する こと。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	(5と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年10月15日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
7	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和3年5月17日付け(令和3年7月16日付け補正)で、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:緊急用海水取水設備設置工事に伴う立入制限区域及び周辺防護区域の防護措置の変更並びに防護区域外防護対象重要設備の耐震補強工事に伴う防護措置の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
8	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する こと。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	(7と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年11月5日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
9	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和3年8月18日付け(令和3年9月8日付け補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:防護区域境界扉取替に伴う一時的な防護区域の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
10	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する こと。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	(9と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年12月1日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

11		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和3年9月1日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:非常用電源設備及び無停電電源装置の設置並びに防護本部周囲の一部防護措置の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
12		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	(11と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年12月13日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
13		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設)	○令和3年5月21日付け(令和3年9月29日付け補正)で、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:防護区域入域時の複合型検知器の導入に係る防護措置の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
14		原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設)	(13と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年12月20日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
15	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による再処理事業者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事	再処理施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○令和3年6月29日付け(令和3年8月6日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)における、廃止措置中の安全対策(内部火災対策、内部溢水対策等)に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、東海再処理施設における高放射性廃液を取り扱う施設(高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設)の内部火災対策及び内部溢水対策の方針が、技術基準及び施設の現況に照らして適切なるものであること等を確認。 ○令和3年10月5日に認可。	研究炉等審査部門

16	核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用の許可について(AGC株式会社AGC横浜テクニカルセンター)	○令和3年7月28日付け(令和3年11月29日付けで一部補正)で、AGC株式会社から、AGC横浜テクニカルセンター(横浜市)における、使用予定のない核燃料物質及び放射性廃棄物を保管するための貯蔵施設及び廃棄施設の新設に係る使用許可申請あり。 ○審査の結果、新設する貯蔵施設及び廃棄施設における閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年12月17日に許可。	研究炉等審査部門
17		原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和3年9月30日付け(令和3年10月26日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所の3号炉における、濃縮ウランを塗布した検出器の使用等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年11月10日に許可。	研究炉等審査部門
18			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区))	○令和3年6月4日付け(令和3年8月6日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)における、金属容器の詰替え作業の実施に関する使用の目的の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年11月10日に許可。	研究炉等審査部門
19			核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(国立大学法人東北大学大学院工学研究科)	○令和2年11月9日付け(令和3年7月8日付け、9月16日付け及び10月14日付けで一部補正)で、国立大学法人東北大学から、東北大学大学院工学研究科(仙台市)における、放射性廃棄物の処理・処分及び再処理プロセスに関する基礎的研究等の使用の目的の追加、使用設備の一部廃止等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年11月12日に承認。	研究炉等審査部門
20			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和3年5月14日付け(令和3年8月20日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの試験を実施する施設の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年12月1日に許可。	研究炉等審査部門

21			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	<p>○令和3年6月9日付け(令和3年12月3日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、濃縮・埋設事業所(六ヶ所村)における、核燃料物質等の分析に関する使用の目的及び方法の追加等に係る使用変更許可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年12月23日に許可。</p>	研究炉等審査部門
22	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の許可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区))	<p>○令和3年7月7日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)における、JMTRでの照射試験終了等に関する使用変更許可の内容の反映に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、使用変更許可の内容が適切に反映されていること等を確認。</p> <p>○令和3年10月4日に認可。</p>	研究炉等審査部門
23			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区))	<p>○令和3年8月30日付け(令和3年10月6日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)(大洗町)における、照射燃料集合体試験施設への使用設備の設置等に関する使用変更許可の内容の反映に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、使用変更許可の内容が適切に反映されていること等を確認。</p> <p>○令和3年11月10日に認可。</p>	研究炉等審査部門
24			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	<p>○令和3年9月24日付け(令和3年10月22日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)における、プルトニウム燃料技術開発センターの組織改正等に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後においても使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。</p> <p>○令和3年11月12日に認可。</p>	研究炉等審査部門
25			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について (日本核燃料開発株式会社)	<p>○令和3年8月20日付け(令和3年10月28日付けで一部補正)で、日本核燃料開発株式会社(東海村)から、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの使用及び貯蔵等に関する使用変更許可の内容の反映に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、使用変更許可の内容が適切に反映されていること等を確認。</p> <p>○令和3年11月22日に認可。</p>	研究炉等審査部門

26			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和3年7月15日付け(令和3年10月28日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における、セル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管の明確化等に関する使用変更許可の内容の反映に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用変更許可の内容が適切に反映されていること等を確認。 ○令和3年11月22日に認可。	研究炉等審査部門
27			核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター)	○令和3年9月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センター(鏡野町)における、ウラン濃縮試験の終了に伴うカスケード設備の臨界管理に関する事項の削除等に関する使用変更許可の内容の反映に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用変更許可の内容が適切に反映されていること等を確認。 ○令和3年11月26日に認可。	研究炉等審査部門
28	核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和3年10月7日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織改編に伴う課の統廃合 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
29		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	(28と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年12月10日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
30	国際規制物質に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物質使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和3年10月15日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、組織改正に伴う核燃料サイクル工学研究所(東海村)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年12月10日に認可。	保障措置室



31			計量管理規定の変更認可について(MHI原子力研究開発株式会社)	<p>○令和3年11月30日付けで、MHI原子力研究開発株式会社(東海村)から、社名の変更に伴う計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、社名の変更に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和3年12月13日に認可。</p>	保障措置室
32			計量管理規定の変更承認について(文部科学省タイムカプセル埋蔵地)	<p>○令和3年11月12日付けで、文部科学省から、組織再編に伴うタイムカプセル埋蔵地(大阪市)の計量管理規定の変更承認申請あり。</p> <p>○審査の結果、組織再編に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和3年12月27日に承認。</p>	保障措置室
33			計量管理規定の変更認可について(MHI原子力研究開発株式会社安全管理部大宮管理室)	<p>○令和3年11月30日付けで、MHI原子力研究開発株式会社から、社名の変更に伴う安全管理部大宮管理室(さいたま市)の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、社名の変更に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和3年12月27日に認可。</p>	保障措置室
34	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和3年8月2日付け(令和3年10月14日付け及び令和3年10月20日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、中低濃度タンク(G4北エリア、G5エリア)の設置等に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、2023年春頃までに必要な多核種処理水等の貯蔵容量が確保できる見込みであること、適切な漏えい防止及び汚染拡大防止のための措置が講じられること、引き続き敷地境界における実効線量(評価値)1 mSv/年未満を満たしていること等を確認。</p> <p>○令和3年11月5日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
35			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和3年2月17日付け(令和3年8月4日付け、令和3年8月20日付け及び令和3年11月4日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う管理対象区域等の変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、周辺監視区域、管理対象区域、管理区域及び非管理区域の設定が適切であること、また、それぞれの境界で放射線管理上の適切な措置が講じられることを確認。</p> <p>○令和3年11月11日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

## 2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
36	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について(社会医療法人厚生会中部国際医療センター)	○令和3年7月21日付け(令和3年9月9日付け一部補正)で、社会医療法人厚生会から中部国際医療センター(美濃加茂市)において、放射線発生装置(直線加速装置2台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年10月26日に許可	放射線規制部門
37			放射線発生装置の使用許可申請について(兵庫県立はりま姫路総合医療センター)	○令和3年8月30日付けで、兵庫県から兵庫県立はりま姫路総合医療センター(姫路市)において、診療用に放射線発生装置(直線加速装置2台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年11月11日に許可	放射線規制部門
38			放射線発生装置の使用許可申請について(医療法人社団東京巨樹の会東京品川病院)	○令和3年10月29日付けで、医療法人社団東京巨樹の会から東京品川病院(品川区)において、放射線発生装置(直線加速装置1台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年12月8日に許可	放射線規制部門
39			放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(東北大学サイクロtron・ラジオアイソトープセンター)	○令和3年6月9日付けで、国立大学法人東北大学から、東北大学サイクロtron・ラジオアイソトープセンター(仙台市)において、施設の改修等による見直しに伴って放射性同位元素の種類及び数量の増減、排水設備改廃等の変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年10月14日に承認
40			放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(大阪労災病院)	○令和3年8月6日付けで、独立行政法人労働者健康安全機構から、大阪労災病院(堺市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加して計2台とし、アフターローディング式治療装置を廃止する等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年10月22日に許可	放射線規制部門

41	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(日本メジフィジックス株式会社兵庫工場)	<p>○令和2年11月13日付け(令和3年6月22日付け一部補正)で、日本メジフィジックス株式会社 兵庫工場(三田市)において、放射性汚染物(放射化コンクリート)を保管廃棄する廃棄施設(保管廃棄設備)の増設等の変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射性同位元素等の使用に当たって、廃棄施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年11月2日に許可</p>	放射線規制部門
42	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(住重アテックス株式会社)	<p>○令和2年6月15日付けで、住重アテックス株式会社から、住重アテックス株式会社(西条市)において、事業の見直しのため放射線発生装置(サイクロロン)のビームライン延長による使用場所の追加、密封されていない放射性同位元素の使用施設の追加、排気設備の改修等の変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年11月22日に許可</p>	放射線規制部門
43	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(県立宮崎病院)	<p>○令和3年8月27日付で、宮崎県から、県立宮崎病院(宮崎市)において、診療の充実のため、新たな使用施設に放射線発生装置(直線加速装置)1台を新設するとともに、旧施設の1台を廃止する等の変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年11月22日に許可</p>	放射線規制部門
44	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(名古屋大学医学部附属病院)	<p>○令和3年9月7日付で、国立大学法人東海国立大学機構から、名古屋大学医学部附属病院(名古屋市)において、診療の充実のため、新たな使用施設に放射線発生装置(直線加速装置)1台を新設するとともに、旧施設の1台を廃止する等の変更承認申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年11月22日に承認</p>	放射線規制部門
45	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(日本メジフィジックス株式会社愛知ラボ)	<p>○令和3年6月7日付けで、日本メジフィジックス株式会社から愛知ラボ(豊田市)において、試験室の配置等の見直しのため使用施設、貯蔵施設を変更し、新たに貯蔵施設を設置する変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設及び貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年11月26日に許可</p>	放射線規制部門
46	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院)	<p>○令和3年8月11日付(令和3年10月22日付け一部補正)で、国立研究開発法人国立がん研究センターから、中央病院(中央区)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加し8台とする等の変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年12月8日に許可</p>	放射線規制部門

47	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(川崎医科大学附属病院)	<p>○令和3年10月28日付けで、学校法人川崎学園から川崎医科大学附属病院(倉敷市)において、放射線発生装置の1台を更新し、それに伴い、使用施設の遮蔽壁の増設を行う等の変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年12月8日に許可</p>	放射線規制部門
48	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(浜松医科大学医学部附属病院)	<p>○令和3年9月14日付けで、国立大学法人浜松医科大学から、浜松医科大学医学部附属病院(浜松市)において、診療の充実のため、新たな使用施設に放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加し4台とする等の変更承認申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年12月8日に承認</p>	放射線規制部門
49	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(東海大学医学部附属八王子病院)	<p>○令和3年11月10日付けで、学校法人東海大学から東海大学医学部附属八王子病院(八王子市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を追加し2台とする等の変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年12月14日に許可</p>	放射線規制部門
50	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(住重アテックス株式会社 岡山工場)	<p>○令和3年9月24日付けで、住重アテックス株式会社から、岡山工場(倉敷市)において、事業拡大のため、新たに使用施設を増設し、放射線発生装置(サイクロトロン)1台を追加し2台とする等の変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年12月17日に許可</p>	放射線規制部門
51	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(埼玉医科大学国際医療センター)	<p>○令和3年10月29日付けで、学校法人埼玉医科大学から国際医療センター(日高市)において、放射線発生装置(直線加速装置)3台を追加し6台とし、また、アフターローディング式治療装置1台を追加し2台とする等の変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和3年12月17日に許可</p>	放射線規制部門